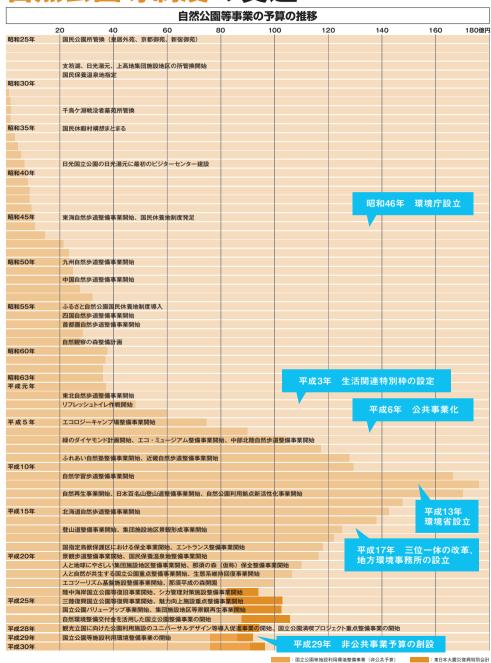
自然公園等制度の変遷



自然公園	制度の歴史		地方分権への対応
昭和6年	国立公園法制定 ● 美的見地による公園の指定、 大風景の保護開発(観光による地域振興)	平成12年	■国立公園の計認可事務の直接執行化 (管理主体の明確化)■審査基準の法令化
昭和9年~	国立公園指定 ●瀬戸内海、雲仙、霧島 ●阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇	平成14年	生物多様性の確保を図る改正 ● 新・生物多様性国家戦略 ● 責務規定に「生物多様性の確保」を追加
昭和11年	● 十和田、富士箱根、吉野熊野、大山		利用調整地区、風景地保護協定、 公園管理団体の創設
昭和24年	国立公園法改正 ● 特別保護地区制度、国立公園に準ずる 地域(国定公園)制度の創設		●特別地域内の物の集積、 指定動物の捕獲、 指定区域への立入りを新たに規制
昭和32年	自然公園法制定 ● 自然風景地の保護と利用 ● 国立公園、国定公園、都道府県立 自然公園制度(指定主体の明確化)	平成17年	三位一体の改革に伴う 自然公園整備における国と 地方の役割分担の明確化 ● 国立公園の直轄事業の拡充 ● 自然公園等整備費補助金の廃止
昭和40年	観光ブームを背景とした観光道路建設と、 それに伴う自然破壊が問題化		自然環境整備交付金の創設
		平成18年	外来生物への対応 ● 特別保護地区における動植物の
	自然公園における環境保全の 強化を図る法令の改正等		放出を新たに規制
昭和45年	毎中公園制度の創設、 清潔の保持、指定湖沼制度の創設	平成19年	● 第三次生物多様性国家戦略
昭和48年	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成21年	生物多様性の確保の充実を図る改正 ● 目的規定に「生物の多様性の
	ゴルフ場を公園事業から削除	1 2 1 4	確保に寄与すること」を追加 ・海域公園地区制度の創設
昭和49年	●特別地域の地種区分を規定		●生態系維持回復事業制度の創設
	●自然保護憲章決定		● 特別地域等における動植物の 放出等に係る規制の強化
昭和50年	●国立公園内(普通地域を除く)に		
	おける各種行為に関する審査指針策定	平成22年	● 生物多様性国家戦略2010 ● 生物多様性条約第10回締約国会議開催
	自然公園にふさわしい	平成24年	● 自然環境整備交付金の廃止
昭和62年~	利用のあり方の検討 ● 自然環境保全審議会利用の		(地域自主戦略交付金へ移行) ● 生物多様性国家戦略2012-2020
平成元年	あり方検討小委員会		● 土物 夕1 家 庄 呂 永 我 晒 2 0 1 2 - 2 0 2 0
	動植物に計せる保護強ルを図る事で	平成25年	● 自然環境整備交付金の創設 (地域自主戦略交付金の廃止)
平成2年	動植物に対する保護強化を図る改正●動植物の殺傷及び損傷の制限、車馬乗入れ規制の創設	平成27年	● 自然環境整備交付金を活用した国立公園 整備事業の開始
平成6年 平成7年	● 自然公園等事業の公共事業予算化● 生物多様性国家戦略	平成28年	● 国立公園満喫プロジェクトの開始
T-M.1 -T	- エッックッズに白外末間		

平成29年 ■ 国立公園等施設利用環境整備事業の開始

自然公園等制度の変遷 Ministry of the Environment 環境省